

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎臨海部投資促進制度（案）について

資料 1 川崎臨海部投資促進制度（案）について

資料 2 川崎臨海部投資促進制度の策定に伴う市民意見募集について

令和 2 年 11 月 5 日

臨海部国際戦略本部

1. 背景

川崎臨海部は、石油・化学・鉄鋼業といった素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しており、本市の製造品出荷額の7割を占める一大産業拠点である。また、生産設備へ巨額の投資が行われ、全市の償却資産の約半数を占めるなど、本市経済を支えるエンジンともいえる極めて重要な地区である。しかしながら、これまで川崎臨海部を支えてきた基幹産業の国内需要の減少やそれに伴う業界再編、既存工場群の設備老朽化、土地利用転換の進展など、立地企業を取り巻く環境は大きな変化の波に晒されており、この状況を打破するためには、川崎臨海部の基幹産業の高機能化を図る取組が不可欠である。

2. 目的と目標

- (1) 目的
今後も川崎臨海部がものづくりの拠点として選ばれ続けるため、基幹産業の高度化・高機能化を促進する新たな補助制度を創設し、地域全体の産業競争力の向上を図る。

- (2) 目標
①各企業が国内事業所の再編や合理化の流れに打ち勝ち、今後も川崎臨海部に立地し続けるため、積極的な設備投資を促す制度を構築する。
②今後も製造業が操業しやすい環境を構築し地区の魅力を向上させるため、周辺との調和を見据えた円滑な土地利用転換を促す制度を構築する。
③これからの川崎臨海部にふさわしい機能転換を図るため、新産業拠点の形成に向け企業を戦略的に誘致する制度を構築する。

「力強い産業都市」の中心である川崎臨海部が今後も新しい価値を生み出し、雇用や税収面から市民サービスを支え続ける。

3. 臨海部ビジョン推進の考え方

臨海部ビジョン・・・世界規模での社会経済環境の変化や産業構造の転換、あるいは重化学工業などの国内市場の縮小と業界再編、立地企業の設備老朽化など、川崎臨海部を取り巻く国内外の状況変化を捉え、30年後を見据えた目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示すことを目的として平成30年3月に策定。

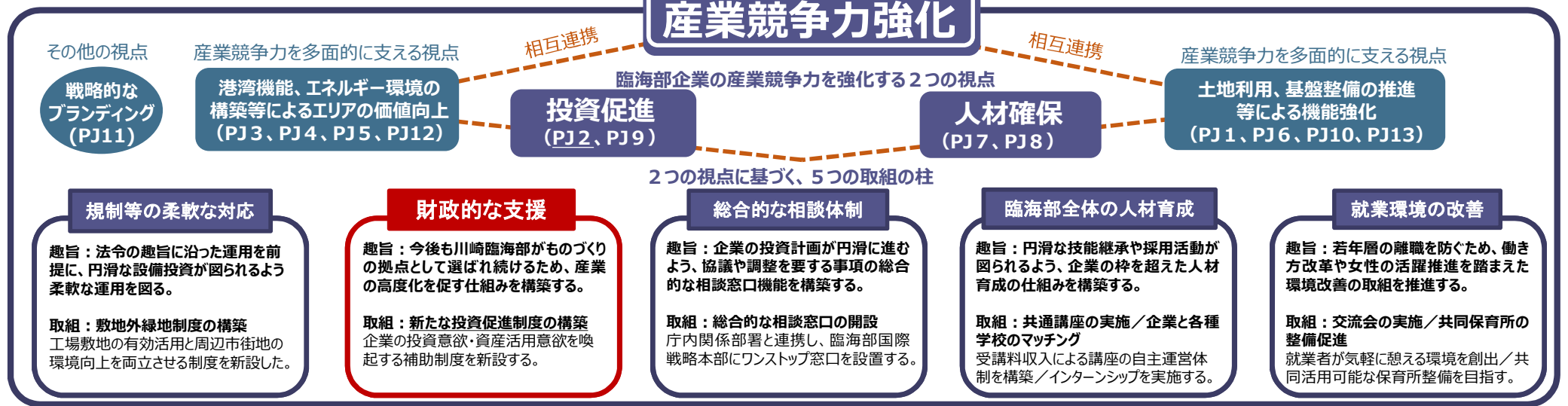
リーディングプロジェクト（PJ）・・・ビジョンの将来像実現に向け、直近10年以内に先導的、モデル的に取り組む具体的なプロジェクト。

PJ1 『新産業拠点形成』／PJ2 『資産活用投資促進』／PJ3 『水素エネルギー利用促進』／PJ4 『低炭素型インダストリーエリア構築』／PJ5 『港湾物流機能強化』／PJ6 『臨海空間を活かした地域活性化』／PJ7 『世界に誇れる人材育成』／PJ8 『働きたい環境づくり』／PJ9 『緑地創出』／PJ10 『職住近接促進』／PJ11 『企業活動見える化』／PJ12 『災害対応力向上』／PJ13 『交通機能強化』

ビジョン推進の考え方：各リーディングプロジェクトがそれぞれの目標を達成するだけでなく、相互に連携を図りながら総合的に取組を推進することにより、あらゆる視点から「川崎臨海部の産業競争力の強化」を実現する。

臨海部ビジョンの将来像：『豊かさを実現する産業が躍動』『多様な人材や文化が共鳴』

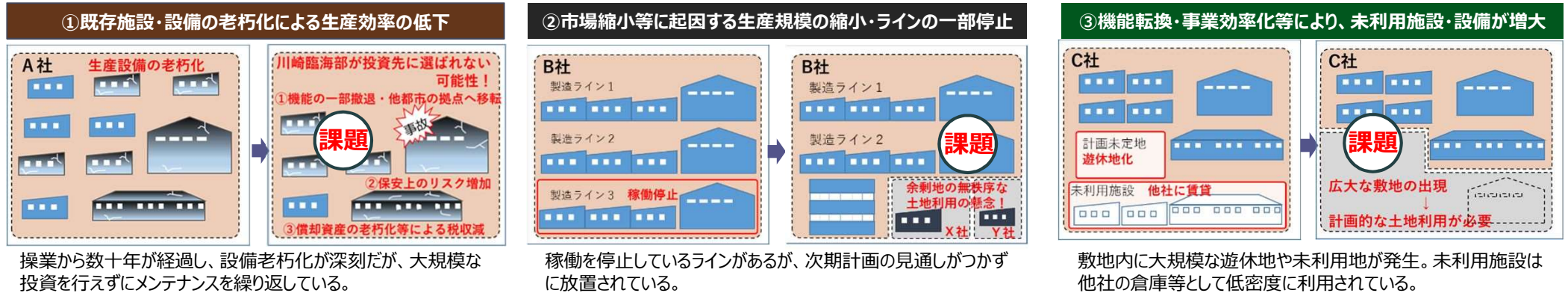
《推進イメージ》



川崎臨海部投資促進制度（案）について

4. 川崎臨海部の課題

(1) 川崎臨海部の課題



(2) 今後想定される事象

① 企業撤退等のリスクの増加

・川崎臨海部は、東京・横浜といった一大消費地に隣接し、高い立地優位性を誇る一方、圏央道など広域的な交通基盤の整備に伴い、首都圏近郊地域の強みが増してきている。

・各企業は、国際的な生存競争に勝ち抜くため、設備投資の「選択と集中」を迫られている。川崎臨海部にまとまった投資がなされない場合には、事業所閉鎖などのリスクが高まる。

・すでに、いくつかの企業ではその事業規模を縮小し、余剰地を製造業以外の産業へ売却するなどの事態も生じており、今後もこうした事態が進行する恐れがある。

・コンビナートは、製造業が集積することで効率的な生産機能等を維持しているが、事業撤退等によりその構図が崩れた場合には、エリア全体の地盤沈下につながる。

② 災害対応力の低下

・川崎臨海部における災害・事故は、被害規模が大きく周辺企業の操業にも影響を与えることから、臨海部の安全性の一層の向上に向け、地域全体の底上げが不可欠である。

※近年臨海部で発生した事故に関しても、周辺企業に影響が及ぶケースが複数発生している。

③ 温室効果ガスの排出量削減に向けた取組の停滞

・本市の二酸化炭素排出量は、産業系が約7割を占めていることから、臨海部の果たす役割は大きく、臨海部ビジョンにおいても「低炭素型インダストリーエリア構築プロジェクト」を位置づけている。

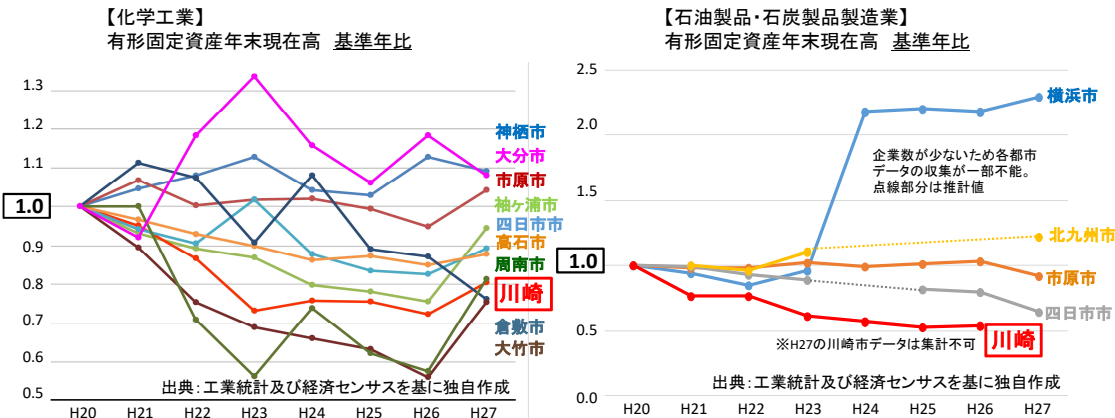
・耐用年数を大幅に超えた老朽設備をメンテナンスにより稼働させている現状では、こうした取組の進展は困難である。

④ 市税収入の減少

・川崎臨海部は、法人が納める4税目の合計で全市の4割近くを占め、特に償却資産については5割超が集中する市内最大の製造拠点であるものの、過去20年の税収は減収傾向にある。

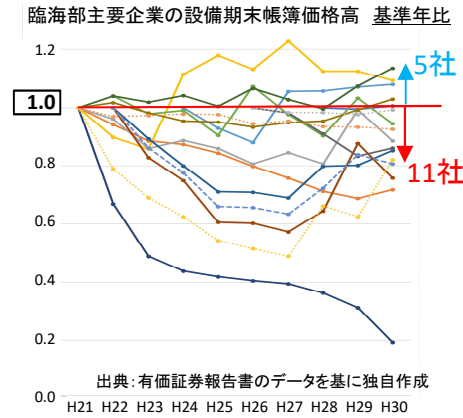
・この状況に歯止めをかけなければ、本市の活力（市民サービスや雇用）の低下に直結する。

ア) 川崎臨海部の主要産業における設備投資動向

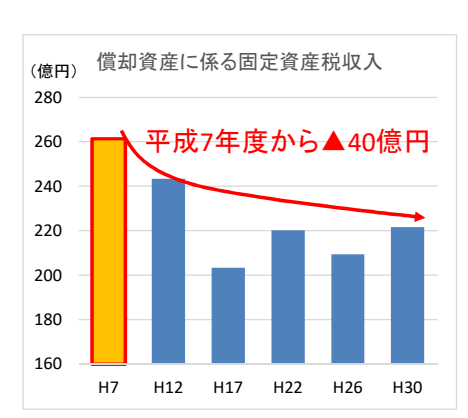


近年の川崎臨海部における設備投資動向は、下降傾向にある。

イ) 川崎臨海部の主な企業における設備投資動向



ウ) 市税収入の推移



川崎臨海部投資促進制度（案）について

5. 取組の方向性と制度の全体像

(1) 県内他都市の状況

企業立地支援、設備投資支援等に関する県内自治体の制度

神奈川県『セレクト神奈川NEXT』、横浜市『横浜市企業立地促進条例』、相模原市『相模原市産業集積促進条例』、横須賀市『企業立地促進制度（企業等の立地及び設備投資促進条例）』、厚木市『厚木市企業立地元気アップサポート事業』、平塚市『企業立地等促進事業』、茅ヶ崎市『ビルドアップ茅ヶ崎』、伊勢原市『伊勢原市企業立地促進条例』、藤沢市『企業立地等促進事業』、海老名市『海老名市企業立地促進事業』、小田原市『小田原市企業誘致推進条例』等

⇒各自治体の特性に応じ、エリアや対象産業等を指定しながら、多様な補助制度を運用している。

⇒川崎臨海部で操業を続けている工場の操業上の課題や立地特性等を踏まえ、各企業の投資意欲を効果的に喚起する補助制度を構築する。

(2) 投資促進制度の方向性

方向性① 既存産業の高度化

コンビナートを形成する**既存基幹産業の競争力強化**を推進する補助制度を創設し、産業の高機能化を図ることにより、世界に先駆け最先端の製品を生み出す地域として、川崎臨海部の更なる発展を目指す。

方向性② 土地利用の整序化

土地利用に関する奨励金制度を創設し、臨海部における土地利用転換に併せ、**基幹産業との連携や望ましい土地利用への誘導**を図ることにより、地域全体の調和・価値向上につなげる。

方向性③ 戦略的な土地利用誘導

企業誘致のための補助制度を創設し、**戦略的な土地利用誘導**により既存産業との連携・調和が図られた川崎臨海部にふさわしい新産業の創出を後押しし、今後の川崎市を先導する新たな拠点形成を目指す。

(3) 投資促進制度の全体像

制度の全体像

既存企業を対象
川崎臨海部全体を対象

制度1 設備投資促進補助

川崎臨海部に長年立地する企業が事業所の高度化・高機能化を目的として設備投資を行う場合に一定額を補助

制度2 土地整序化奨励金

制度1、3に規定する企業等へ敷地を売却した場合に奨励金を支出

新規立地企業を対象
区域を指定

制度3 立地誘導補助

川崎臨海部の発展・新産業拠点形成にふさわしい企業が立地する場合に一定額を補助

※制度2を活用することにより、望ましい土地利用の誘導を図り、制度1、3の効果を高める。

制度構築のタイミング

＜制度1、2について＞

川崎臨海部の基幹産業の高度化・競争力強化や土地の整序化等は喫緊の課題であることから、令和2年度中に制度を構築する。

＜制度3について＞

制度の対象地区や誘致すべき産業の類型等については、臨海部ビジョン『新産業拠点形成プロジェクト』の進捗に合わせて、令和4年度以降に制度を施行する。

制度の期間

本制度は、原則として5年間の時限的措置とし、運用の効果や課題等を明らかにした上で、その後の制度のあり方を見直すものとする。

川崎臨海部投資促進制度（案）について

6. 制度案

制度の目的

川崎臨海部に長年立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図る事業及び土地利用の整序化等を図る事業に係る経費に対し、補助金等を交付することにより、市内経済を牽引する川崎臨海部の産業競争力の強化を促進することを目的とする。

6-1 制度1【川崎臨海部産業競争力強化促進補助金】の概要

（1）制度の対象

- ・本市の製造品出荷額の74.8%を川崎区(臨海部)が占めている。
- ・本市の法人が納める税目の課税額（平成30年度）・・・1056.4億円
そのうち川崎臨海部の課税額・・・396.6億円(37.5%)
- ・川崎臨海部で30年以上立地（操業）する製造業の割合・・・65.3%
- ・機械及び装置の耐用年数は概ね30年以内だが、実態は耐用年数を超えて使用し続けている。

【考え方】

川崎臨海部の競争力強化が本市の活性化に直結することから、長年立地し現に設備老朽化への対応が迫られている企業を主たる対象とする。

【制度案】

- ①川崎臨海部で30年以上操業している事業者であること。
- ②製造業（日本標準産業分類に規定）であること。

（2）投下固定資産の額、種類

- ・臨海部の設備投資のうち、能力増強や新製品開発等、事業所の高度化に資する額・・・約21.3億円
- ・本市の法人が納める償却資産の課税額のうち、川崎臨海部が占める割合・・・53.4%
- ・臨海部の企業が行っている設備投資(家屋、償却資産)のうち、償却資産が占める割合・・・98.7%

【考え方】

事業所の高度化・高機能化に資する一定額以上の設備投資を促すとともに、川崎臨海部の企業の実情を踏まえ、事務所や研究所といった建築物だけでなく、生産設備に対する投資を広く対象とする。

【制度案】

- ①投下固定資産額（土地、家屋、償却資産）が20億円以上であること。
- ②『事務所、研究所、工場の新設、増設、更新』又は『生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的に、生産設備を新設、増設、更新』すること。

ポイント: 川崎臨海部の実態を踏まえて設備投資を定義

①事業所の高度化に対する投資を広く対象



既存敷地内に新工場建設



土地を取得し新工場建設

②償却資産(生産設備)への投資も対象



プラントA



能力アップのプラントB

③既存施設を活用した設備投資等も対象



既存建屋に新製品プラントを設置

④事業所の高度化に直結しない投資は対象外



倉庫の建替



設備の維持・補修

（3）環境配慮の要件

- ・本市の二酸化炭素排出量は、産業系が約7割を占めている。
- ・耐用年数を超えた老朽設備のメンテナンスでは、環境貢献と経済性の両立が困難。

【考え方】

世界規模での地球温暖化対策の取組が求められる中、最新技術の設備導入により産業と環境が高度に調和した川崎臨海部の実現を目指す。

【制度案】

導入する設備は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するものであること。

（4）補助金の額及び補助率

- ・設備投資を行った場合の税收効果等を踏まえ、補助金の額が過大とならない制度設計が必要。
- ・生産設備（償却資産）を20年間設置した場合の累計課税額は、試算上投資額の約6%。
- ・研究施設は、家屋の建築と償却資産の設置のいずれも期待でき、かつ雇用の創出も見込まれる。

【考え方】

企業の産業競争力強化と本市の活力向上の双方を実現するため、試算上の累計課税額以内で歳出と歳入のバランスが取れた補助金の額を設定する。

【制度案】

- ①補助金の額は、補助対象経費の3%に相当する額以内とする。（5年の分割交付）
- ②研究所の設備投資等に係る補助金の額は、補助対象経費の5%に相当する額以内とする。
- ③補助金の額が5億円を超えときは、上限額を5億円とする。

川崎臨海部投資促進制度（案）について

6-2 制度2【川崎臨海部土地利用整序化奨励金】の概要

（1）制度の対象

・近年、川崎臨海部で土地売却が行われる場合、その多くが製造業以外の用に供される。

（過去6年で4地区約25ヘクタールが他業種に売却済）

・他業種が立地した場合、既存製造業の操業環境が悪化する恐れがある。

・コンビナートとしての強みを維持するためには、製造業の立地が必須。

・概ね2ヘクタール以上の土地であれば、一定規模以上の物流施設等の進出が想定される。

【考え方】

無秩序な土地利用の進展を抑制し、コンビナートとしての機能強化を図るため、周辺企業に影響を与える規模の土地売却を対象とする。

【制度案】

①川崎臨海部において、**2ヘクタール以上の土地を売却すること。**

②売却された土地が**製造業の用**に供されること。

（2）市との事前協議

・現状の制度では、市が土地売買の情報を十分に把握することができない。

【考え方】

コンビナートの機能維持や土地利用の整序化等を戦略的に誘導するため、市が売却予定企業と事前に協議する機会を確保する。

【制度案】

次期土地利用計画が公表される前に、市と売却後の土地利用に関する協議を行うこと。

（3）奨励金の額

・川崎臨海部は、物流業の進出意欲が旺盛であり、土地の購入価格は周辺相場を大きく上回る。

・企業は、土地を所有している間は固定資産税、都市計画税の支払い義務が生じる。

【考え方】

協議期間の確保を目的に、売却予定企業の土地保有リスクを低減させる。

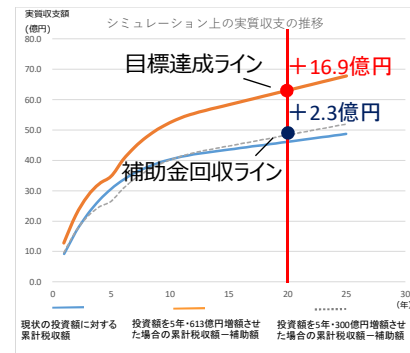
【制度案】

①当該土地で新たに製造業が操業を始めた場合、土地売却企業に奨励金を交付する。

②奨励金の額は、当該土地及び当該土地に存する家屋に係る**固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。**

7. 達成目標の設定

新規設備投資の増加に伴う市税収入の増加額を基に制度1の達成目標を設定



・新規投資額をどの程度増加させると制度導入前の税収を上回るかシミュレーションを行った結果、年間60億円（5年・300億円）増加させた場合、20年間の累計税収額は現状を上回る（2.3億円の増）ため、これを最低限の水準とする。また、（※）年間122.6億円（5年・613億円）増加させることができた場合、約16.9億円の税収増が見込めるため、これを本制度の目標達成ラインとする。

※川崎臨海部における生産施設の面積増を伴う設備投資の1件あたり金額

目標達成ラインを上回る投資を喚起することで、臨海部の産業競争力の強化と本市の活力向上を両立。

達成目標の設定

（制度1）新規の設備投資額を年間122.6億円増加させる。

（制度2）川崎臨海部の企業に制度の周知を行い、売却後の土地利用に関する協議を5年間で3件実施する。

制度の効果検証

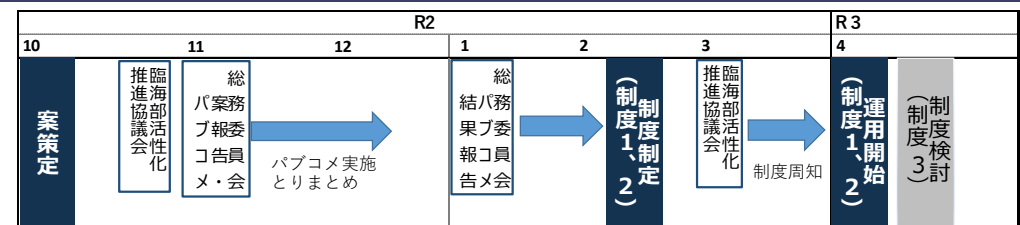
一定の財政支出を伴うことから、制度運用の期間を5年に設定した上で、その間の効果を検証する。

検証する内容

（制度1）補助事業ごとの税収効果、川崎臨海部の各年度の税収を算出し、実質収支の増収効果を確認する。また、補助事業の投資規模や投資内容を整理し、利用企業の傾向を把握した上で、制度のあり方を見直す。

（制度2）協議の実施件数に対し実際に川崎臨海部で売却された土地の件数及び用途を確認し、制度の効果を検証した上で、制度のあり方を見直す。

8. 今後のスケジュール



川崎臨海部投資促進制度の策定に伴う市民意見募集について

川崎市では、川崎臨海部のエリア全体の操業環境の向上及び産業競争力の強化を促進するため、川崎臨海部投資促進制度を創設することを予定しております。つきましては、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和 2 年 11 月 12 日(木)から令和 2 年 12 月 11 日(金)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く 8 時 30 分から正午、13 時から 17 時 15 分の時間帯でお持ちください。

2 閲覧資料

川崎臨海部投資促進制度（案）について

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ、公文書館、区役所・支所・出張所の閲覧コーナー、図書館、市民館、臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部（市役所第 3 庁舎 10 階）

4 意見提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
- (2) 持参 川崎市川崎区東田町 5-4(第 3 庁舎 10 階)
川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
- (3) F A X 044-200-3540 臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
- (4) 電子メール インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。

※ 1 (1)～(3)についての意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、F A X 番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。別添の意見書も御活用いただけます。

※ 2 電話や窓口における口頭での御意見等は受け付けておりませんので御了承ください。

5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

《問い合わせ先》川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部

電話 044-200-3815 F A X 044-200-3540